

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 3 時 4 5 分

○議長（小林哲雄）

引き続き、一般質問を行います。3 番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○3 番（吉田敏郎）

皆さんこんにちは、3 番、吉田敏郎でございます。さきの通告どおり、1 項目について質問をいたします。

高齢者、障害者等災害時要援護者名簿の情報提供を消防団にまで広げることがいかにということで質問をさせていただきます。

災害が起きたとき、高齢や障害があるなどの理由で自力での避難や情報収集が難しい方、災害時要援護者と申しますけれども、を守るために、地域での助け合いが必要であります。

災害時要援護者リストには、そうした災害時要援護者の方々の情報を事前に登録し、自主防災組織や民生委員、児童委員などの地域の支援者の皆さんと町とで情報を共有し、いざという時に必要な支援を行えることが大事であると思います。

向こう三軒両隣ということで、助け合うということが考えられますけれども、災害時には何が起こるかわかりません。支援者や近所の方が必ず助けてくれるとは限りません。できる限り自ら身を守るよう心がけることが大事であります。しかしながら、高齢者や要援護者など援護すべき人が誰なのか、どこに住んでいるのか、わからなければ行動が移せません。民生委員児童委員の方や、自治会長は把握しているとは思いますが、リストを消防団に広げるといことはいかがかを伺います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

吉田議員のご質問にお答えします。地域防災計画では、災害発生時、迅速に適切な行動をとることが困難と予想される方を、災害時要援護者と位置付けをしております。ひとり暮らし高齢者、要支援・要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等としております。開成町災害時要援護者登録制度は平成 18 年度にスタートした共助の制度で、自治会を中心に民生委員協議会、開成町社会福祉協議会、開成町の 4 者で連携して進めております。

各自治会において、自治会回覧や、自治会福祉部や、地域の民生委員の方による戸別訪問を行い、支援が必要な要援護者の方へ登録を呼びかけております。この制度では、秘守義務をその職において課せられている民生委員、地域包括支援センター職員、町職員により作成された福祉対象者カルテをベースにしており、要援護者の同意申し出により、個人情報を含む名簿を自治会役員等で共有をしております。登録状況は、福祉対象者カルテ登録者数 6 2 7 人のうち、災害時要援護者登録数は 3 6 6 人、5 8. 4 % となっております。さらに多くの方に登録していただけるよう、取り組んでおります。

現行の災害時要援護者登録制度については、自治会単位や、地域住民同士の共助という役割の中で、災害時に自治会ぐるみで安否確認や避難誘導等を行っていただいております。平常時における災害時要援護者登録制度の登録名簿情報の消防団への提供は、他市町村において、事例はありますが、現段階では考えておりません。消防団については、災害時において、公助としての町災害対策本部を中心とした指揮命令系統の中で消防団として役割を務めていくこととなります。現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、個人情報の提供が可能となります。

例えば、水害等で災害のおそれが生じ、避難勧告発令の時点において、町対策本部を通じて、消防団に対して避難誘導や、災害救助等の指示を出したときに名簿が提供されることになると思います。

平成26年度においては、災害対策基本法の改正が行われ、避難行動支援者名簿の作成が市町村に義務づけられます。開成町では、既に災害時要援護者登録名簿を作成しておりますが、避難行動支援者名簿は、開成町の災害時要援護者登録制度に登録、未登録にかかわらず、また、地域防災計画に規定している災害時要援護者、妊婦者や、外国人等も含めて、災害時に避難行動を迅速に適切にできない方をリストアップする必要があります。

この避難行動支援者名簿は、現に災害が発生した場合には、本人の同意の有無にかかわらず、消防機関、警察、民生委員、町社協、自主防災組織等の避難支援関係者に情報提供ができるようにするためであります。要援護者の把握と、その名簿づくりに早急に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

ただいま町長から答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。答弁の中で、開成町災害時要援護者登録制度は共助の制度で、自治会、民生委員協議会、社会福祉協議会、開成町の4者で連携して進めているということでございますけれども、ちょっとここでお聞きします。この4者が一堂に会して、そういう情報交換、連携等の話をしているのか。またしている場合、どのくらいの頻度でそういうことをやっているのか、最初にお聞きします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員の質問にお答えします。ただいま挙げられた4者の会議でございますけれども、24年度においては2回、25年度においては4月に1回という形でやってございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

24年度に2回、25年度はこの4月、そうすると、もう一回、この後に実施するのかということで考えてよろしいのでしょうか。それとも、この2回で4者の会議の中では十分に把握できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

24年度に2回やったのは、やはり東北の震災で、より災害時要援護者登録制度の実効性を高めなければいけないというようなことで、自治会への説明が不徹底じゃないかということがあった中で、25年度においては、10月から始めておりますけれども、全自治会の組長会議に出て、説明をしていく。あるいは自治会長の代表からは、町の公助としての対応は何ができるのかと、その名簿はちゃんとできているのかと、これは今度、災害基本対策法でも指摘されていることをございますけれどそこら辺をしっかりとやっていって、26年度には少しバージョンアップをできればなということも含めて、4者で共有しながら進めているというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、課長からの答弁で、その4者会議については、もっとこれからも一生懸命やっていくということで理解をさせていただきます。

次に、開成町の地域防災計画の中で、災害時要援護者対策の推進の中で、名簿の整備と必要に応じて、所在マップの充実に努めるというのがあります。この所在マップというのは、現在、どのくらいまでできているのか、また、進捗状況等がもしわかりましたら、わかる範囲で結構ですので、ちょっと教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

所在マップにつきましての回答をさせていただきます。これにつきましては、現在の町の制度では、特に各自治会にマップをつくるということは義務づけておりません。二、三の地区では、マップを明細地図に落としているという状況があるようです。

また、別でございますけれども、消防組合、今、小田原市消防でございますけれども、そちらのほうでは名簿を提供してございまして、消防署では、その位置をつかんでいるというような状況になってございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

それでは、この所在マップ、今、できているところもあるということですが、

小田原消防では把握していると、確かに個人情報等々いろいろそういった問題が出ると思いますけれども、これから所在マップというものに努めるということでもありますので、これから町でというか、各自治会等々で所在マップをこれから進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

今回、13自治会のうちに既に10自治会に回ってございますけれども、中には小さい地域については、マップがあるまでもないというふうなところもございますので、地域、地域で違っているというふうに思っております。

また防災部、いわゆる自主防災会で、それを別に把握しているというふうなところもあるようでございますので、今回の自治会を回っている一つの目的は、先進的な取り組み、これはいいなという取り組みをしている自治会がございまして、それを紹介合っているというふうなこともございますので、やはり所在情報は必要でございますので、そういうお話を各自治会にしているというふうなことで、自治会から、要援護者の登録、あるいは支援者不足というふうなことで、ある意味、重荷になっている部分もあるので、町としては全部所在マップをつくらなきゃいけませんよという言い方をしておりますけれども、必要に応じて対応していただきたいというふうにお願いをしております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

所在マップについてはしつこく言い過ぎたようですけれども、そういうことで理解していきます。

先ほど答弁の中で一つ、災害時要援護者登録数366人、登録率が58.4%ということでもあります。

しかし、未登録者数が261人、41.6%の方が未登録と、この41.6%の方が登録していないということは、災害時要援護者登録制度に何か問題というか、不都合があるということはないのか、その辺の課題等ありましたら、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

登録率が低いと思っております。これについては、町のほうから共助という立場、向こう三軒両隣という立場から、できる限り登録をするようにということで仕向けているわけですが、自治会のほうからは、先ほどもちょっと申し上げましたけれど、支援者がなかなか足りないよということ、あるいは支援者が助けるというのが実効性があるのかと、支援者、お勤め人の方もいらっしゃいます。昼間に起きたら誰もいないじゃないかというふうなことで、実効性があるのかというような疑問を訴えられる方もございます。

ただ、町としましては、まず、基本は要援護者であっても自助をしっかりやる。これは非常に重要なことだと思います。それに加えて自治会で共助としてできることはできる限りやっていただきたい。そこでどうしてもあふれる人については公助でやっていくというようなことでやってございます。先ほども4者会議でも、公助では何ができるんだと、そういうのをもっと明確に示してくれよと、そういうふうなこともございますので、そこら辺も今回の自治会から聞き取りながら、自治会にはマニュアルをリニューアルしますというふうなことで、支援者は実際に何をすればいいのか、そんなところも具体的に書いて示してほしいと、それによって、もう少し理解が進み、地域では地域の人たちを助けていこうということが盛り上がるのではないかと、高めたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

この災害時要援護者登録制度の今、課題というか、そういうことを課長のほうからお話いただきました。先ほども同僚議員の質問に対して、こういう形でお話をいただきました。やはり普段から向こう三軒両隣も含めまして、要援護者と支援者と、また支援者の方が少ないということもありますので、ぜひそういう支援者をこれからも少しでもたくさんの方が支援者のほうに回っていただくよう、そういう話の中で努力をしていただければなと思います。

また、資料をいただいた中で627人がございます。そして、それに対して、支援者の延べ人数が556人とありまして、多くの自治体で100%、八十何%以上とありますけれども、上延沢地区においては76名の対象者に対して、支援者が6人ということで7.5%と、ちょっと低い数字になっているんですけれども、これに対して、町のほうとして、お話しできることがあれば、ちょっとお話ししたいと思うのですが。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

その表を見ていただきますと、各自治会において、それぞれの状況が違うと思います。それで一番右側に登録率なるものを書いてございますけれども、今、数年ほど前から福祉課のほうにおいて、要援護者に対して、二人支援者をできる限り付けてくださいよということで、それを達成しますと100%になると。

ただ、今ご指摘の地域等では、逆に支援者を特定しないんだと、組長が支援者なるものになるんだと、あるいは地域担当の民生委員、上延沢は4名いらっしゃいますけれども、その地域担当が安否確認をするんだというようなルールでやっているようでございます。

また、ほかのところでも率合いが低いところがあるかというふうに思いますけれども、そういう地域では、支援者が要援護者に対してついていない人、一人しかついていない人、いろいろなパターンがございます。

例えば、ある地域では、地域を4地域に分けて、支援者制度とは別に福祉部の方々

が安否確認を二重構造でやると、あるいはほかの地域では、防災部が、防災のグループをつくってやっているところ、あるいは支援者をつかないところについては団体をつくって、それで地域の安否確認をするというようなパターンがあるようでございます。福祉課としては、何しろ何でも二人をつけろということではなくて、いろいろなやり方で、地域のほうでやりやすいやり方でやっていってもいいんじゃないかということで二人体制、あるいは二重のネットワークでやってくださいということをお願いをしておる状況でございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

上延沢地区に対しての、また低いところに対して、今の説明で理解できました。各地域ごとに独自でそういうことをしていくという、要支援者に対しての行動を移すということで、そういうことも、昔からの向こう三軒両隣も含めて、そういう形で近くの方が協力して、災害があった場合には、お互いに助け合うということで、非常によろしいことなのかなということで理解をさせていただきました。

次に、開成町においては、平成21年4月1日に策定しました、災害時要援護者名簿の整備状況の中で、他団体の名簿の提供状況は、社会福祉協議会、民生委員、自治会長に対しては、平常時から提供とあります。消防団に対しては空欄になっておりますし、近隣の市、町でちょっと見ますと、鎌倉市、寒川町、大磯町が平常時から消防団にも提供している。それから、松田町、箱根町、湯河原町においては、災害時のみ消防団に提供とあります。開成町においては、先ほどの同僚議員の答えの中にもありました。災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、個人情報の提供が可能になるということでもありますけれども、災害が起きてから情報を提供しても、名簿の提供があっても、遅いのではないかというような形で平常時からの提供に対して、先ほど考えていないという答弁がありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。当然、個人情報、本人の同意を得れば、その制度の構築の方法によっては、消防団に提供することもできないということはないわけで、今度の開成災害対策基本法でも、消防機関というようなところに含まれているというような状況でございます。

ただ、現在の開成町の方法といたしましては、しっかり共助という部分が自治会単位で構築をされているということが一つ。

もう一つにつきましては、消防団においては、消防団が行動するときは、災害対策本部の指揮命令系統の中で、地域防災計画の中では、各課長もその中の傘下に入っているわけですが、その中に消防団長等も入っております、そういう指揮命令系統の中で、災害活動を行っていくというふうなことで、今のうちのほうで求めている

ところは、共助で安否確認ができる確率をより高めていくということ、そういう中でできる限り公助という、なかなか手が回らない状況も、災害の大きさによってはあろうかと思えますけれど、公助でやっていくのをぎりぎり少なくできないかというふうなことをまずやっているところでございまして、消防団においては、公助の中で対応していただくという考え方でございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、課長から消防団員に対することに関しては、自治会を通して、共助として自治会単位でも、そういうことで理解をしてもらっているということです。そして、消防団に対しては、やはり災害時にあったときに、公助の形で行動を移していただくと、そういうことは、先ほども言われていまして、承知をしております。

ここでもう一つ質問をさせてください。同じようなことで恐縮ですが、内閣府の製作統括機関防災担当付と、それから、参事官被災者行政担当付のお二人のちょっとお話を聞きまして、先ほど来言われている、要支援者名簿は、町が作成しなければならない。また、26年度から災害対策基本法の中でも改正がありまして、先ほど課長からも話がありました。そして、名簿情報の提供先は町が決定すると、そういうことも言われました。

消防団に開示をするということに関して、国としては制約はないと、そういうこともおっしゃっていただきましたけれども、町の判断で、また、町長判断でそういう名簿提供ができることも決められるということもちょっと伺いましたので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

議員のおっしゃられるとおりで、決して提供してはいけないということはどこにも書いてございません。今の町の考え方の中で、公助と共助というようなことで仕分けをしているというような状況でございます。

また、ただいまのご指摘の中の要支援、要援護者名簿は、町が作成しなければならないというようなことで、先ほどの前の議員のところにもありましたけれども、地域防災計画には妊産婦、乳幼児、外国人等も入っております。町におきましては、その部分の名簿については、内部においても、ちょっとオーソライズできていないということがございますので、これはこの法律改正にもありますとおり、これは早急に整備をしていかなければ登録していない人を公助で助けようというときに、その名簿を地域別等に分けた名簿というのがつくっていかなければならないという課題が現在では残ってございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

課題がたくさんあるということは、今、お話をされて理解をするところですけども、また、同じような質問をして恐縮です。先ほど現段階では、もちろんそういう提示ということは考えていないという答弁をいただきました、町長のほうから。現段階では考えていない、でも、近い将来にはそういうことは考えていると、そういうことで理解はよろしいでしょうか、それに対して。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

その名簿を消防団の皆さんに提供するのを拒否しているということでは受け取ってもらいたくないのですけれども、ある意味、本当消防団の皆さんにこういう情報がいくと、ある意味、負担になる部分は、私は考えられないのではないかと。この名簿というのは、常に最新のものに入れかえていかなきゃいけない部分もあるんですね。1回この人たちの名簿が当たったからといって、この人たちが常にそこにいるとか、いないとか、いろいろな病院に入ったりするまたする可能性もあるし、常に最新の情報を入れていくということにおいては、地域の自治会の皆さんのほうが常に接している部分があるので、そういう意味で、自治会の皆さんにはきちんと情報提供のほうが、受け取ってやりやすいのではないかと、私は思っております。

消防団の皆さんがどうしても名簿をいただきたいと。そういった中で、もっともっと地域の皆さんの活動を支援したいという声が上がれば、またそれはいいし、また、消防団の皆さんも自分の自治会と分団の範囲がちょっと違う部分が私はあると思いますね。自分の自治会の中の消防団員の皆さんは、また個人の中で、その地域の自治会長さんを通して、情報を得るというのは、個人の問題として、それはできる部分ではないかと私は思います。町として消防団に正式にこういう情報を出すということは、それなりの管理ほか、消防団員の皆さんもきちんと毎日仕事をしながら消防団の仕事をしていただいておりますので、ある意味、重荷になる可能性があるという意味も含めて、今の段階では、そういう情報提供を正式にしていくのは大変なのかなという思いの中で答弁をさせていただいておりますので、将来的には消防団の皆さんとともに、また、いろいろなご意見を伺った中で可能性はあると思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

町長から今、ちょっと前向きな話を聞きました。私の今日の質問は、ピンポイントに消防団員に開示はどうだということで質問しております。

消防団員についても、地方公務員上の非常勤の特別職ということで、消防組織法に基づいていろいろな守秘義務が課せられています。そして、開成町の消防団条例の11条にも、団員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないとあり、そういうことで条例に記してあります。そういうことで、消防団員のほうから、また、消防のほうから名簿の提供等々話があるかどうかわかりませんが、今の課長並びに町長か

らも今、将来、そういうことがあるかもしれないと聞きましたので、本当に短い時間ではありますけれども、私、今日質問の中で、一つのことに關しての質問でございますので、同じようなことをまた何回も何回もする必要もないと思いますので、今の町長の答弁をいただき、また、課長から答弁をいただき、少しでもやはり自助、公助、共助において、消防団員を含め、それから、民生委員の方たち等と自治会の方、やはりそういう方たちが一緒になって、そういう要援護者の方たちの救助、そういう普段からのそういうことに対する接し方について、これからもいい方向になるよう努めていきたい、そういうことをお話ししまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（小林哲雄）

本日予定の一般質問は全て終了いたしました。残りの一般質問は明日行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4 時 1 5 分 散会